

令和7年4月吉日
[船橋市からのお知らせ]

千葉県宅地建物取引業協会
船橋支部 会員各位

船橋市 住宅政策課長

結婚新生活支援事業のご案内について

日頃より本市の住宅行政にご理解とご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、船橋市では令和6年度より住居確保に係る費用の一部を助成する「結婚新生活支援事業」を開始いたしました。

令和7年度からは、対象年齢を夫婦等双方の年齢が29歳以下から39歳以下に拡大し、夫婦等双方の年齢が29歳以下の世帯では上限額を30万円から60万円に拡大します。

つきましては、業務ご多忙のところ大変恐れ入りますが、別添のリーフレットにて、本事業の周知にご協力賜りますようお願い申し上げます。

また、事業の詳細につきましては、別添リーフレットのQRコードを読み込むとご覧いただくことができます。

以上、お手数をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

船橋市 建設局建築部 住宅政策課計画係
〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25
TEL 047-436-2712 FAX 047-436-2546
アドレス : jutakuseisaku@city.funabashi.lg.jp

HAPPY WEDDING

結婚等に伴う新生活の

費用を助成します

結婚新生活
支援事業

令和6年4月1日～開始

♡助成対象

R7.1.1 以降に婚姻又はパートナーシップ宣誓をする（した）方
（婚姻又は宣誓の日における双方の年齢が39歳以下）



♡助成費用 最大60万円（29歳以下の場合）

（39歳以下の場合は30万円）



🏠住宅の取得費用

- 新築住宅の工事費・購入費
- 中古住宅の購入費



🏠住宅の賃借費用

- 賃借に係る以下の費用
- ・敷金・礼金・仲介手数料・賃料・共益費

🏠住宅のリフォーム費用

- 住宅の維持・向上のための
住宅の修繕・増改築等の工事費

🏠引越費用

- 引越業者・運送業者への支払費用
（ご自身で引越した場合等は対象外です）



♡申請方法



申請方法についての詳細は、ホームページをご確認ください

詳しくはこちら



<問い合わせ先>

船橋市 住宅政策課 計画係 〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25

TEL:047-436-2712 FAX:047-436-2546

E-mail:jutakuseisaku@city.funabashi.lg.jp